



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表
平成23年4月27日

担	大阪労働局労働基準部安全課
当	電 話 06-6949-6496

平成23年度の大阪危険ゼロ先取運動について

－集中的に周知啓発を実施する期間を設定－

大阪労働局（局長 西岸 正人）では、死亡災害の減少をはじめとする安全で安心な職場づくりを目指して、平成23年度の大阪危険ゼロ先取運動の実施要綱（別添参照）を定め、今年度は「墜落・転落災害」、「交通労働災害」及び「フォークリフト災害」の防止並びに「熱中症」の予防を重点として、それぞれ強調期間を定めて集中的に周知啓発活動を展開することとした。

1 平成22年の死亡災害

府内では死亡災害が全国ワーストワンであった平成21年の72人から9人減少して63人となった。

業種別では、建設業18人（前年比－2人）、運輸業12人（前年比－3人）、製造業12人（前年比－2人）等である。

事故の型別では、次のとおりであった。

- ・ 墜落・転落災害は17人で、前年に比べ1人の減にとどまった。
- ・ 交通事故は13人で、前年に比べ7人の大幅減であったが、墜落・転落災害に次いで多い状況であった。
- ・ 21年に多発した感電災害は3人で、前年に比べ4人の大幅減であった。
- ・ 熱中症は1人で、前年と同数であった。

起因物別では、フォークリフトによる災害が6人で、前年に比べ4人の大幅増であり、フォークリフトによる災害が急増している。

2 平成23年度の取組

このような状況等を踏まえ、平成23年度の大阪危険ゼロ先取運動においては、「墜落・転落災害」、「交通労働災害」及び「フォークリフト災害」の防止並びに「熱中症」の予防の4つの項目を重点として、それぞれ強調期間を定めて、集中的に労働災害防止のための周知啓発活動を行うこととしている。

*** 昨年度との変更点**

- ・ 4つの取組のうち、昨年度の「感電災害」に替え、死亡者数が3倍となった「フォークリフト災害」の防止を掲げた。
- ・ 各取組に災害防止の急所を「呼びかけのポイント」として盛り込み、広く周知を図ることとした。

(1) 「墜落・転落災害」の防止（要綱別紙1）

6月、10月、12月及び3月を墜落・転落災害防止強調期間とし、関係団体と連携して、安全大会、研修会、安全パトロール等を実施する。

(2) 「交通労働災害」の防止（要綱別紙2）

6月及び9月を交通労働災害防止強調期間とし、関係団体と連携して、交通・労働災害防止大会を開催するほか、交通労働災害防止のためのガイドライン等の周知を図る。

(3) 「フォークリフト災害」の防止（要綱別紙3）

6月及び11月をフォークリフト災害防止強調期間とし、関係団体と連携して、安全大会、研修会、安全パトロール等を実施する。

(4) 「熱中症」の予防（要綱別紙4）

6月から9月までを熱中症予防強調期間とし、関係団体と連携して、パンフレット等を活用し、集中的に周知啓発を実施する。

大阪危険ゼロ先取運動（平成 23 年度）実施要綱

～安全で安心な職場づくり～

大阪労働局

1 趣旨

平成20年度を初年度とする大阪危険ゼロ先取運動は、大阪労働局労働災害防止計画の目標を達成するため、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を進め、自主的な労働災害防止活動の確立を図ることにより、労働現場に潜む危険をゼロに近づけ、大阪における安全・安心な職場環境を目指すための労働災害防止のための周知啓発活動である。

このため、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携して積極的に本運動を展開する。

2 スローガン

「PDCAまわして安全 職場のリスク減らして安心」

3 期間

平成20年度から5か年

4 主唱者

大阪労働局及び管内各労働基準監督署

5 協賛者

社団法人 大阪労働基準連合会
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
建設業労働災害防止協会 大阪府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部
社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部
社団法人 日本クレーン協会 近畿支部
社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部
社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

6 協力者

公益社団法人 関西経済連合会
大阪商工会議所
大阪府中小企業団体中央会
社団法人 大阪建設業協会
社団法人 大阪府トラック協会

7 平成23年度における大阪危険ゼロ先取運動の主な内容

- (1) 「安全衛生表彰式及び大阪危険ゼロ先取運動推進大会」(7月1日)
- (2) 「(仮称) 全国労働衛生週間大阪大会」(10月4日)
- (3) 大阪労働局長による安全衛生パトロール(6月)
- (4) 全国安全(労働衛生)週間及び準備月間における集中的な周知啓発活動
- (5) 「墜落・転落災害」、「交通労働災害」及び「フォークリフト災害」の防止並びに「熱中症」の予防(別紙1～4)

8 平成23年度における周知啓発事項

- (1) 「墜落・転落災害」の防止(強調期間6月、10月、12月、3月)
- (2) 「交通労働災害」の防止(強調期間6月、9月)
- (3) 「フォークリフト災害」の防止(強調期間6月、11月)
- (4) 「熱中症」の予防(強調期間6月～9月)
- (5) 安全衛生に係るリスクアセスメントの普及
- (6) メンタルヘルス対策の整備
- (7) 過重労働を生じさせない労働条件の改善と健康管理
- (8) 定期健康診断における有所見率の改善
- (9) 職場における受動喫煙の防止

墜落・転落災害防止に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

「墜落・転落災害」による死亡者数は、過去10年間、20人台前半で推移していた。平成22年は17人と減少したものの、事故の型別では、最多であり、死亡者数の4分の1以上を占めている。また、その5割は建設業で発生している。

「墜落・転落災害」による死傷者数は、全災害の2割弱を占めており、その4分の1は建設業で、5分の1以上が陸上貨物運送事業で発生している。

このような状況から、建設業、陸上貨物運送事業において、墜落・転落災害を減少させることが、労働災害の大幅な減少に効果的であるため、重点的に取り組むこととする。

2 重点対象業種

- (1) 建設業
- (2) 陸上貨物運送事業

3 建設業に対する取組内容

(1) 墜落・転落災害防止強調期間

ア 6月、10月、12月及び3月を墜落・転落災害防止強調期間として定め、建設業労働災害防止協会大阪府支部（以下「建災防」という。）等と連携した取組を実施する。

イ 強調期間における取組

(ア) 局の実施事項

- ① 安全週間準備月間中に、建設現場の局長パトロールを実施し、墜落・転落災害防止について周知及び対策の徹底を図る。（6月）
- ② 局幹部職員が参加する建災防とのパトロールを実施し、墜落・転落災害防止について周知及び対策の徹底を図る。（10月）

(イ) 署の実施事項

- ① 強調期間に実施する安全大会及び研修会等の集団指導において、墜落・転落災害防止について、周知及び対策の徹底を図る。
- ② 強調期間中に実施する建災防とのパトロールに、署幹部が参加し、墜落・転落災害防止について、周知及び対策の徹底を図る。

(2) 通年の取組（局・署）

安全大会、研修会及びパトロール等あらゆる機会をとらえて、墜落・転落災害防止について、周知及び対策の徹底を図る。

(3) 現場所長「安全宣言」運動（局・署）

墜落・転落災害防止に関する意識高揚を図るため、現場所長「安全宣言」運動

の宣言内容に、墜落・転落災害防止に関する事項を盛り込むよう要請する。

(4) 呼びかけのポイント

- ア リスクアセスメント作業手順書を作成し、守りましょう。
- イ 足場の作業開始前安全点検を実施しましょう。
- ウ 安全帯を確実に使用しましょう。

4 陸上貨物運送事業に対する取組内容

(1) 局の実施事項

交通労働災害防止に関する研修会等において、「荷役作業時の労働災害を防止しましょう」及び「荷役作業を安全に」のリーフレット等を活用し、荷役作業時の墜落・転落災害防止について周知及び対策の徹底を図る。(6月、9月)

(2) 署の実施事項

集団指導及び労働災害防止団体等とのパトロールにおいて、局と同様の取組を行う。(通年)

(3) 呼びかけのポイント

- ア 安全な作業床を設けましょう。
- イ 安全な昇降設備を使いましょう。
- ウ 荷役作業では、保護帽(墜落用)を必ず着用しましょう。

交通労働災害防止に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

平成22年の「交通労働災害」による死亡者数は、前年の20人から7人減少した13人であったが、事故の型別では、2番目に多く約2割を占めている。そのうち4人が陸上貨物運送事業で発生しているが、新聞販売業でも3人、警備業でも2人死亡している。近年、交通労働災害による死亡者数が1位2位の状態が継続している。

このような状況から、陸上貨物運送事業を始め、多発業種を中心に交通労働災害を減少させることが、死亡災害の大幅な減少に効果的であるため、取り組むこととする。

2 重点対象業種

陸上貨物運送事業

3 陸上貨物運送事業に対する取組内容

(1) 交通労働災害防止強調期間

ア 6月及び9月を交通労働災害防止強調期間として定め、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部（以下「陸災防」という。）等と連携した取組を実施する。

イ 強調期間における取組

(ア) 局の実施事項

- ① 安全管理者等を対象とした「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」に係る研修会を実施する。(6月)
- ② 安全管理者等を対象とした交通労働災害防止のためのリスクアセスメントに係る研修会を実施する。(9月)
- ③ 交通・労災事故防止大会の場において、局長による交通労働災害防止の要請及び事業者代表による同災害防止宣言を実施する。併せて「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」に係る研修会を実施する。(9月)
- ④ 大阪府交通労働災害事例研究会に対する交通労働災害発生状況等の情報提供を行う。(6月)
- ⑤ 大阪府高速道路交通安全連絡会及び過積載防止対策懇談会等を通じ、関係行政機関及び事業者団体等と連携し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び遵守の徹底を図る。(6月、9月)

(イ) 署の実施事項

陸災防の分会と連携して周知啓発活動を実施している署においては、当該

活動を6月又は9月に実施するものとする。

(2) 通年の取組（局）

陸災防が実施する交通労働災害防止に関する取組に対し、指導援助を行う。

(3) 呼びかけのポイント

ア リスクアセスメントを実施し運転に活かしましょう。

イ 適正に作成された走行計画を守りましょう。

ウ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間管理をしましょう。

エ 点呼の実施と交通労働災害防止に関する教育を行いましょう。

4 陸上貨物運送事業以外の業種に対する取組内容

(1) 局の実施事項

ア 新聞販売業に対し集団指導を実施する。（6月）

イ ハイヤー・タクシー業、保険業、社会福祉施設、警備業及び一般飲食店の事業者団体に対し交通労働災害防止に係る文書要請を実施し、広報誌又はホームページに「交通労働災害防止のためのガイドライン」の要旨及び災害事例を掲載する等により会員事業場に対し周知啓発を図らせる。（6月）

(2) 署の実施事項

集団指導及び災害防止団体等の指導等、あらゆる機会をとらえて、対象業種を問わず、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び遵守の徹底を図る。
（通年）

(3) 呼びかけのポイント

ア KYマップを作成しましょう。

イ 交通事故の事例を活かした安全運転をしましょう。

フォークリフト災害防止に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

平成22年のフォークリフト災害による死亡者数は6人で、前年の2人から著しく増加し、製造業及び陸上貨物運送事業でそれぞれ3件発生している。平成20年、21年と死亡者数は2人であったが、昨年一気に3倍に増加した。

このような状況から、製造業及び陸上貨物運送事業の多発業種を中心にフォークリフト災害を減少させることが死亡災害の減少に効果的であるため取り組むこととする。

なお、フォークリフトは、これら2業種以外でも使用する事業場が多いため、あらゆる機会を利用して、フォークリフト災害防止について取り組むこととする。

2 重点対象業種

- (1) 製造業
- (2) 陸上貨物運送事業

3 製造業及び陸上貨物運送事業に対する取組内容

(1) フォークリフト災害防止強調期間

ア 6月及び11月をフォークリフト災害防止強調期間として定める。

イ 強調期間における取組

(ア) 局の実施事項

- ① 安全管理者等を対象としたフォークリフト災害・交通労働災害防止のための研修会を実施する。(6月)
- ② 局幹部によるパトロールを実施し、フォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。(11月)
- ③ 局幹部が参加する建設荷役車両安全技術協会大阪府支部とのパトロールを実施し、フォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。(11月)
- ④ フォークリフト災害防止について広報誌等に掲載し、周知及び対策の徹底を図る。

(イ) 署の実施事項

強調期間中に実施する安全大会、研修会、パトロール等に、署幹部が参加し、あらゆる機会を利用してフォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

(2) 通年の取組

ア 局の実施事項

- (ア) 安全大会、研修会、パトロール、集団指導等あらゆる機会をとらえて、

フォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

(イ) 労働災害防止団体等の広報誌に記事掲載を依頼し、フォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

イ 署の実施事項

安全大会、研修会、パトロール等あらゆる機会をとらえて、フォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

4 製造業及び陸上貨物運送事業以外に対する取組内容

(1) 局の実施事項（通年）

ア 安全大会、研修会、パトロール、集団指導等あらゆる機会をとらえて、フォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

イ 労働災害防止団体等の広報誌に記事掲載を依頼し、フォークリフト災害防止について周知啓発する。

(2) 署の実施事項（通年）

安全大会、研修会、パトロール等あらゆる機会をとらえて、フォークリフト災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

5 呼びかけのポイント

(1) 無資格運転はやめましょう。

(2) 用途外使用はやめましょう。

(3) 災害事例を活用したKYTを実施しましょう。

(4) リスクアセスメントに基づいた作業計画を作り、守りましょう。

熱中症予防に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

最近5年間（平成18年から同22年まで）の熱中症の発生状況をみると、死亡災害が5件、休業4日以上災害が100件発生しているほか、労働者災害補償保険法による療養補償に係る給付件数が年々増加する傾向にある。

熱中症は、真夏日の日数や熱帯夜の日数が多くなると発生件数も増加する傾向にあり、大阪府内においては熱帯夜の日数が2000年代には1980年代の約1.7倍に増え、救急搬送される熱中症患者も年々増加している。

このような状況から、全業種において、夏季に集中的に啓発指導等を行うことが、熱中症の予防に大きな効果を期待できるため、取り組むこととする。

2 重点対象業種

全業種

（熱中症は、屋外の作業場だけではなく、高温多湿な屋内作業場においても多く発生していることから、製造業等の屋内型の事業場に対しても積極的な取組を実施する。）

3 取組内容

(1) 熱中症予防強調期間

6月、7月、8月及び9月を熱中症予防強調期間として定める。

(2) 強調期間における取組

ア 局の実施事項(強調期間の準備事項を含む。)

(ア) 5月下旬から7月上旬までの間、大阪産業保健推進センターと連携を図り「熱中症予防対策セミナー」を5回開催する。

(イ) 「職場における熱中症予防のための連絡協議会」を開催する。(6月)

(ウ) 大阪府内の熱中症に関する統計及び災害事例等を作成し、署における集団指導等の資料提供を行う。(5月)

(エ) 社団法人大阪労働基準連合会及び建災防大阪府支部の広報誌等への記事掲載を要請する。(5月)

(オ) 平成22年度における事業場に対する指導実施状況について、取りまとめた結果を広報する。(6月)

イ 署の実施事項

(ア) 集団指導、研修会及びパトロール等あらゆる機会をとらえて、「職場における熱中症予防対策要綱」(以下「要綱」という。)の周知を図る。

(イ) 強調期間中における事業場に対する指導の実施に当たっては、要綱に基づく取組状況の確認を行う。

4 呼びかけのポイント

- (1) こまめに水分・塩分をとりましょう。
- (2) 屋外作業場においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等の設置に努めましょう。
- (3) 睡眠を十分にとり体調管理に気をつけましょう。
- (4) 作業前には健康状況をチェックしましょう。
- (5) 休憩は風通しのよい涼しい場所でとりましょう。
- (6) 少しでも体調不良を感じたときは、早めに申し出て医療機関で診察を受けましょう。

[「大阪危険ゼロ先取運動（PDF2.39MB）」（パンフレット）](#)